

商品概要説明書

福島銀行

(平成28年 1月 1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	変動金利型定期預金
2. お取扱対象先	個人および法人 ・単利型・・・個人および法人のお客様 ・複利型・・・個人のお客様
3. 預入期間	預入日の3年後の応答日を満期日として指定していただきます(定型方式のみ) ・自動継続(元金継続または元利金継続)を希望される場合は、預入時にお申出ください
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入方式 ・スーパー定期・・・1円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上1,000万円未満 ・大口定期預金・・・1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息・利率 (1) 基準金利 (2) 利率の変更 (3) 利払方法 (4) 期日後利息 (5) 計算方法	次の各「指標金利」に当行所定の加算金利を加えた利率を適用します ・300万円未満の指標金利・・・スーパー定期の「6ヶ月もの」の店頭表示利率 ・300万円以上1,000万円未満の指標金利・・・スーパー定期300の「6ヶ月もの」の店頭表示利率 ・1,000万円以上の指標金利・・・大口定期の「6ヶ月もの」の店頭表示利率 *適用利率は、店頭の金利ボードをご覧ください、窓口にお問合せください 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヵ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える計算方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします 【単利型の場合】 ・預入日の6ヶ月ごとの応答日(中間利払日)に約定利率で計算した金額を支払います ・利息の支払方法は、口座入金方式か現金払方式のいずれかを指定してください(子定期作成は不可) ただし、自動継続定期の場合は、口座入金方式のみとなります ・預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を満期日以降に支払います 【複利型の場合】 預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います ・6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以降に一括して支払います 解約(支払い)時点の普通預金利率を適用します 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人のお客様は、お利息に20.315%(所得税および復興特別所得税:15.315% 住民税:5%)の税金がかかります。(平成49年12月31日まで適用) ・法人のお客様は、お利息に15.315%(所得税および復興特別所得税)の税金がかかります。 ・個人のお客様がマル優ご利用の場合、非課税法人の場合は非課税になります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いの預金は、総合口座担保とすることができます *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率を適用します *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします ・個人の預金は、マル優(マル優利用資格者のみ)の取扱ができます

<p>10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前の解約は原則できません やむを得ず中途解約する場合は、預入日から解約日の前日の日数について下記期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算します。ただし、解約日の普通預金の利率を下回らないこととします ＊期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を精算します <table border="1" data-bbox="699 327 1187 591"> <tr> <td style="text-align: center;"> 定期預金の 満期日 中途解約日 までの預入期間 </td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	定期預金の 満期日 中途解約日 までの預入期間	3年	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%
定期預金の 満期日 中途解約日 までの預入期間	3年														
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率														
6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%														
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%														
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%														
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%														
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%														
<p>11. 重要事項等</p>	<p>この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。</p>														
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続のお取扱ができます <ul style="list-style-type: none"> ＊満期日に前回と同一の期間および継続後の金額により自由金利型定期預金（M型）あるいは自由金利型定期預金に自動的に継続いたします ＊継続後の利率は、継続日における当行所定の利率を適用します ＊継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨お申出ください 元金・利息のお取り扱い <ul style="list-style-type: none"> 元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日もしくは中間払日（利息）が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります 														
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>														